

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度にかかる社会保険の管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①被保険者等の資格に関する届出受付 ②医療給付に関する届出受付・所得区分等の確認 ③保険料の賦課
③システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、社会保障システム（後期高齢者医療システム、収滞納管理システム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

人履歴テーブル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号主務省令第2条の表117の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部保険医療課
②所属長の役職名	保険医療課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部保険医療課 住所：舞鶴市字北吸1044番地 電話：0773-66-1075
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取り扱いに関して手作業となった場合、複数人によるダブルチェックを行うようにして おり、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の連携事務を取り扱うシステムにおいては、ID、パスワード認証によって、アクセス権限が制限されている。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月8日	システムの名称	後期高齢者医療システム、福祉係宛名システム、福祉系 収納システム、団体内統合宛名番号連携システム、中間 サーバ	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、後期高齢者 医療システム、福祉係宛名システム、福祉系収納システ ム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療課長 福本 一夫	保険医療課長	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅳ リスク対策	—	(項目を追加)	事後	
令和4年4月28日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 ※主務省令未制定…83の項 【別表第二における情報照会の根拠】 ※主務省令未制定…82の項	【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 83の項 ※主務省令未制定 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 82の項	事後	
令和4年4月28日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和4年4月28日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和 4 年3月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和 4 年3月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和7年3月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 システムの名称	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、後期高齢者 医療システム、福祉係宛名システム、福祉系収納システ ム、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	後期高齢者医療広域連合電算処理システム、社会保障シ ステム（後期高齢者医療システム、収滞納管理システ ム）、中間サーバーコネクタ（団体内統合宛名）、中間 サーバー	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。）第9条第1項 別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条	事後	
令和7年3月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 83の項 ※主務省令未制定 【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 82の項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号主務省令第2条の表115の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号主務省令第2条の表117の項	事後	
令和7年3月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月14日	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報の取り扱いに関して手作業となった場合、複数人によるダブルチェックを行うようにして おり、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	
令和7年3月14日	1 1. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報の連携事務を取り扱うシステムにおいては、ID、パスワード認証によって、アクセス権限が制限されている。USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	